

## 自動車エコ事業所認定制度に係る事務取扱要領

### (目的)

第1 この要領は、自動車エコ事業所認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、自動車エコ事業所認定制度の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

### (事業所の範囲)

第2 対象とする事業所は、法人だけでなく個人事業者も含むものとする。

### (申請受付期間)

第3 要綱第3に規定する別に指定する期間は、申請受付開始日から概ね2ヶ月間とする。

### (申請書提出先)

第4 自動車エコ事業所認定申請書の提出先は、別表に掲げる機関とする。

### (申請添付書類)

第5 事業者は、自動車エコ事業所認定申請書を提出するにあたり、事業所の所在地、施策への取組状況等を明らかにするため、別紙1のとおり書類等を添付するものとする。

2 別紙1に定める自動車エコ事業所認定申請書の添付書類のうち、事業所に導入されている自動車の一覧表については別紙様式第一により提出するものとする。また、従業員の主たる通勤方法の内訳表については、別紙様式第二により提出するものとする。

### (申請から認定までの事務処理)

第6 事業者が要綱第3に基づき自動車エコ事業所認定申請書を提出してから、要綱第5に規定する、認定事業者に対する認定証及び表示板の交付までの事務処理については、要綱第3から第5の規定に従うほか、別紙2のとおり進めるものとする。

### (認定基準の各取組毎の審査方針)

第7 要綱第4に規定する認定基準の適合の有無の審査に当たっては、各取組毎に別紙3の方針により審査を行うものとする。

### 附 則

この要領は、平成16年7月23日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年8月15日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

## 別表

## 自動車エコ事業所認定申請書の提出先

区 分	あいち自動車環境戦略会議構成員名
関係地方行政機関	農林水産省東海農政局長 経済産業省中部経済産業局長 国土交通省中部地方整備局長 国土交通省中部運輸局長 環境省中部地方環境事務所長
市町村	名古屋市長 豊橋市長 岡崎市長 一宮市長 半田市長 春日井市長 豊川市長 津島市長 碧南市長 豊田市長 西尾市長 新城市長 日進市長 豊山町長 大口町長
愛知県	愛知県知事

## 自動車エコ事業所認定申請書の添付書類

## ①申請書に必ず添付が必要な書類

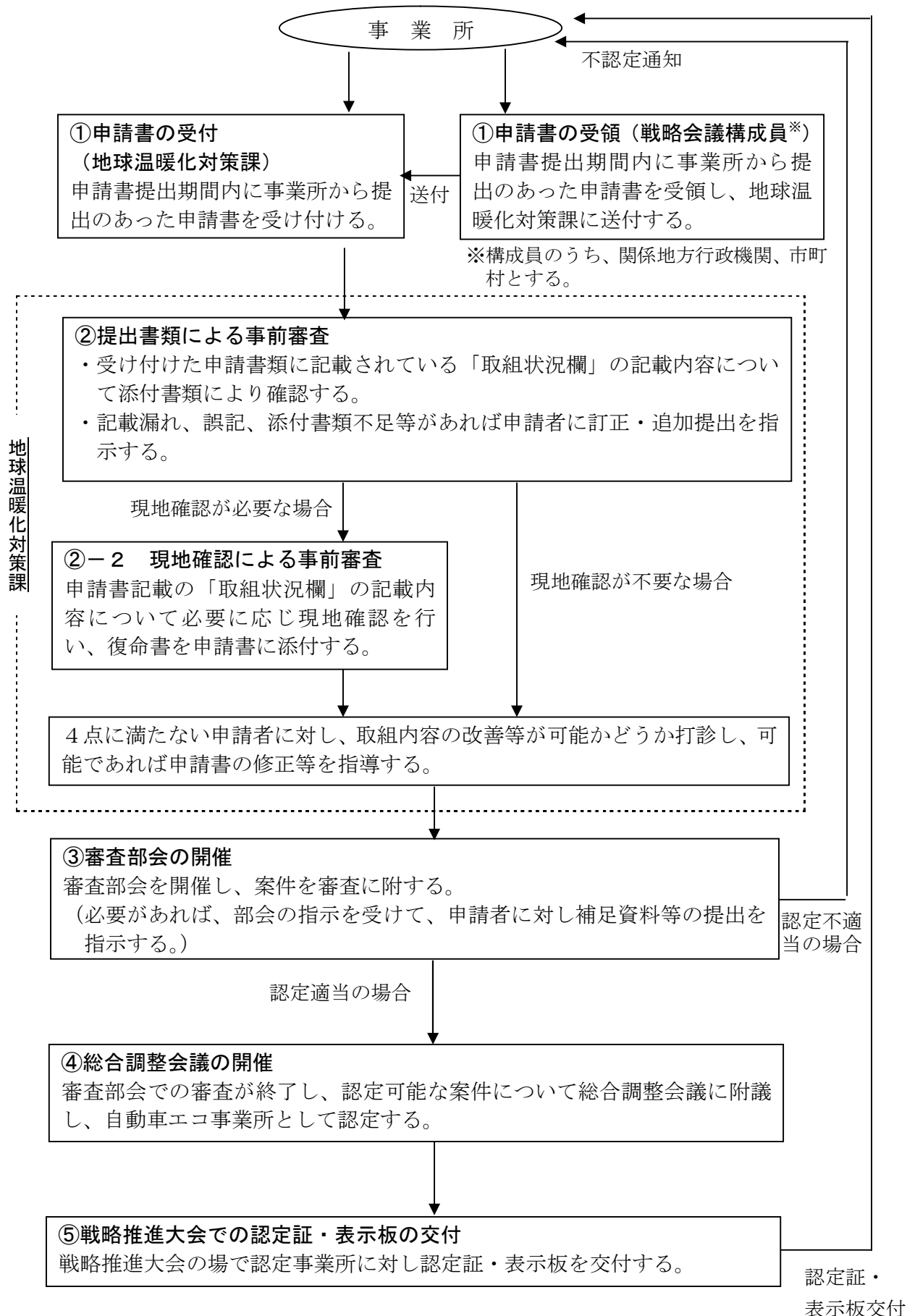
事業所付近の地図（最寄り駅等から事業所までがわかるもの）

## ②各取組毎の添付書類

取組	添付書類
エコカー導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に導入されている自動車の一覧表（別紙様式第一）</li> <li>・エコカーの車検証の写し</li> </ul>
公共交通機関の利用促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の主たる通勤方法及びその方法別の人数がわかる内訳表（別紙様式第二）</li> <li>・主要駅（停留所）と事業所の位置関係が把握可能な地図等〔事業所から最も近い駅（停留所）を主要な公共交通機関の駅（停留所）としない場合は、主要な公共交通機関の駅（停留所）よりも事業所に近い駅（停留所）をすべて地図上に示すとともに、その理由を別紙で添付すること〕</li> </ul>
エコドライブシステム導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリング・ストップ機能を当初から搭載した自動車については、その機能の搭載を確認できる書類（車検証の写し等）</li> <li>・アイドリング・ストップ装置（後付け）、エコドライブナビゲーションシステムについては、装置の設置や効果等のわかる写真及び資料</li> </ul>
グリーン配送制度導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン配送の指示がわかる契約書、規約等の写し</li> <li>・グリーン配送による年間延べ台数がわかる書類</li> <li>・その他グリーン配送の内容がわかる書類</li> </ul>
パーク・アンド・ライド用、EV・PHV対応型駐車場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内における駐車場の位置が把握できる地図等</li> <li>・駐車場の平面図等説明用図面類</li> <li>・駐車場に関する規約類（利用案内、利用者約款等）</li> <li>・駐車場の現況がわかる写真（駐車場の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）</li> </ul>
サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内における駐輪場の位置が把握できる地図等</li> <li>・駐輪場の平面図等説明用図面類</li> <li>・駐輪場に関する規約類（利用案内、利用者約款等）</li> <li>・駐輪場の現況がわかる写真（駐輪場の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）</li> </ul>
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内における充電設備の位置が把握できる地図等</li> <li>・充電設備の平面図等説明用図面類</li> <li>・充電設備に関する規約類（利用案内、利用者約款等）</li> <li>・充電設備の現況がわかる写真（充電設備の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）</li> </ul>

<p>従業員向けEV・PHV用充電設備の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内における従業員向けEV・PHV用充電設備の位置が把握できる地図等</li> <li>・従業員向けEV・PHV用充電設備の平面図等説明用図面類</li> <li>・従業員向けEV・PHV用充電設備に関する規約類（利用案内、利用者約款等）</li> <li>・従業員向けEV・PHV用充電設備の現況がわかる写真（従業員向けEV・PHV用充電設備の状況が確認できるもの）</li> </ul>
<p>EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入されているEV・PHVの一覧表（別紙様式第一）</li> <li>・EV・PHVの車検証の写し</li> <li>・EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングに関する規約類（利用案内、利用者約款等）</li> <li>・EV・PHVカーシェアリングの実施場所の位置が把握できる地図等。</li> <li>・EV・PHVカーシェアリングの現況がわかる写真（案内表示等の状況が確認できるもの）</li> </ul>
<p>CNG（天然ガス）自動車やFCV（燃料電池自動車）等用の充填設備の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内における充填設備の位置が把握できる地図等</li> <li>・充填設備の平面図等説明用図面類</li> <li>・充填設備に関する規約類（利用案内、利用者約款等）</li> <li>・充填設備の現況がわかる写真（充填設備の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）</li> </ul>
<p>非常用電源設備としての充給電設備の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内における充給電設備の位置が把握できる地図等</li> <li>・充給電設備の平面図等説明用図面類</li> <li>・充給電設備の現況がわかる写真（充給電設備等の設置状況が確認できるもの）</li> </ul>
<p>燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に導入されている燃料電池自動車等の一覧表（別紙様式第一）</li> <li>・燃料電池自動車等の車検証の写し</li> </ul>
<p>再生可能エネルギーの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内における太陽光発電設備等の位置が把握できる地図等</li> <li>・太陽光発電設備等の平面図等説明用図面類</li> <li>・太陽光発電設備等の現況がわかる写真（太陽光発電設備等の設置状況が確認できるもの）</li> </ul>
<p>非常用電源設備としての蓄電池（再生品を含む。）の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内における蓄電池の位置が把握できる地図等</li> <li>・蓄電池の平面図等説明用図面類</li> <li>・蓄電池の現況がわかる写真（蓄電池等の設置状況が確認できるもの）</li> </ul>
<p>上記以外の取組 （物流事業所の共同輸 配送への取組など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の内容を証する書類</li> </ul>

自動車エコ事業所認定制度 事務処理の流れ



## 認定基準の各取組毎の審査方針

取組	審査方針
エコカー導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカーは戦略で定めるエコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、平成 17 年排出ガス基準 75%低減（☆☆☆☆）かつ平成 22 年度燃費基準+25%達成車又は平成 27 年度燃費基準達成車（登録車）とする。</li> <li>・事業所に導入されている自動車の一覧表を提出してもらうとともに、エコカーについては、車検証の写しで確認を行う。</li> </ul>
公共交通機関の利用促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての従業員を対象とする。</li> <li>・主要な公共交通機関の駅（停留所）は、事業所の近くにあっても従業員がほとんど利用しない駅（停留所）は除外し、最も社員が利用する駅（停留所）あるいは送迎用バスが発着する駅とする。</li> <li>・概ね 10 割とは、9 割 5 分以上とする。</li> </ul>
エコドライブシステム導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブシステムとは、装置そのものがエコドライブを推進することを目的としているものとし、アイドリング・ストップ装置、エコドライブナビゲーションシステムを対象とする。その他については個別審査とする。</li> </ul>
グリーン配送制度導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面は個別審査とする。</li> </ul>
パーク・アンド・ライド用、EV・PHV対応型駐車場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者がパーク・アンド・ライド用、もしくはEV・PHV対応型の駐車場であると理解できるように表示等がされていれば専用のスペースである必要はない。</li> <li>・駐車場の提供台数、提供の要件がわかる書類を添付する。</li> </ul>
サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者がサイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用の駐輪場であると理解できるように表示等がされていれば専用のスペースである必要はない。</li> <li>・駐輪場の提供台数がわかる書類を添付する。提供台数が決まっていない場合は、標準的な自転車占める面積（1 m<sup>2</sup>/台）を基に計算する。</li> </ul>
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充電設備は、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車のための専用設備であること。</li> <li>・充電設備は、急速充電設備、普通充電設備を問わない。</li> <li>・自家用で使用しても可であるが、対外的に開放している必要がある。</li> <li>・充電設備の使用料金は、有料・無料を問わない。</li> </ul>

従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充電設備は、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車のための専用設備であること。</li> <li>・充電設備は、急速充電設備、普通充電設備を問わない。</li> <li>・従業員用で使用することを目的とし、対外的に開放している必要はない。</li> <li>・充電設備の使用料金は、有料・無料を問わない。</li> </ul>
EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EV・PHVタクシーもしくはEV・PHVカーシェアリングに導入されている自動車の一覧表を提出してもらうとともに、車検証の写しで確認を行う。</li> </ul>
CNG（天然ガス）自動車やFCV（燃料電池自動車）等用の充填設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充填設備は、CNG（天然ガス）自動車もしくはFCV（燃料電池自動車）のための専用設備である。</li> <li>・対外的に開放している必要はない。（自家用のみでも可）</li> <li>・充填設備を対外的に開放している場合の使用料金は、有料・無料を問わない。</li> </ul>
非常用電源設備としての充給電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充給電設備の設置とは、設置そのものが非常用発電や事業所における地球温暖化対策等を目的としているものを対象とする。</li> </ul>
燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車等が導入されている自動車の一覧表を提出してもらうとともに、車検証の写しで確認を行う。</li> </ul>
再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの活用とは、装置そのものが再生可能エネルギーの活用を目的としているものとし、太陽光発電設備、EMS（エネルギーマネジメントシステム）、ソーラーカーポートを対象とする。その他については個別審査とする。</li> </ul>
非常用電源設備としての蓄電池（再生品を含む。）の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電池の設置とは、設置そのものが非常用発電や再生可能エネルギーの活用を目的としている定置用蓄電池を対象とし、ハイブリッド自動車等用バッテリーからの再生利用による蓄電池も対象とする。</li> </ul>
上記以外の取組（物流事業所の共同輸配送への取組など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流事業所の共同輸配送への取組等、自動車環境の改善に大きく貢献している状況について個別審査する。</li> </ul>



(別紙様式第一)

### 事業所に導入されている自動車一覧表

車種区分		台数	エコカー合計台数 <sup>②</sup>
エコカー	ハイブリッド自動車 <sup>※1</sup>	台	台
	電気自動車	台	
	プラグインハイブリッド自動車	台	
	燃料電池自動車	台	
	クリーンディーゼル自動車	台	
	天然ガス自動車	台	
	低排出ガス認定車 <sup>※2</sup> かつ低燃費車 <sup>※3</sup>	台	
上の区分に当てはまらない自動車		台	エコカー割合 <sup>※4</sup> (2/0)
合計台数 <sup>①</sup>		台	割

※1：ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車等で、低排出ガス認定車かつ低燃費車にも当てはまる場合（プリウス、プリウスPHV、アウトランダーPHEV等）は、ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車など該当する車種の欄に計上してください。

※2：低排出ガス認定車は、「低排出ガス車認定実施要領」の基準のうち、平成17年度基準排出ガス75%低減レベル（☆☆☆☆）を満たす自動車です。

※3：低燃費車は、「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準を達成している自動車とします。（平成22年度燃費基準+25%達成車、又は平成27年度燃費基準達成車）  
低排出ガス認定車かつ低燃費車は、※2と※3の2つの条件を同時に満たす自動車とします。

※4：エコカー割合は、小数点第2位以下切捨としてください。（例：3.55→3.5）

(別紙様式第二)

### 従業員の主たる通勤方法の内訳表

主たる通勤方法 <sup>※1</sup>		人 数	公共交通機関、自転車、 徒歩の従業員数合計 <sup>②</sup>
公共 交通 機関	鉄 道	人	人
	路 線 バ ス	人	
	送迎用バス	人	
自 転 車	人		
徒 歩	人		
上の区分以外の通勤方法 (自家用車、自動二輪、原付等)	人		
合 計 <sup>①</sup>	人	割	

※1：自宅から事業所まで、複数の手段により通勤を行っている場合、主たる通勤方法は、公共交通機関＞自転車・徒歩＞これ以外の通勤方法（自家用車、自動二輪、原付等）としてください。また、公共交通機関については、鉄道＞路線バス＞送迎用バス としてください。

（例：自宅－（自転車）－A駅－（鉄道）－B駅－（徒歩）－事業所の場合、主たる通勤方法は、「鉄道」としてください。）

※2：全従業員に占める公共交通機関、自転車、徒歩の従業員の割合は、小数点第2位以下切捨としてください。（例：9.55→9.5）

※「エコカー導入」に取り組んでいる時に必要な別紙です。

記入例

(別紙様式第一)

事業所に導入されている自動車一覧表

車種区分		台数	エコカー合計台数 <sup>②</sup>
エコカー	ハイブリッド自動車 <sup>※1</sup>	2 台	合計を記入してください。②  11 台  ②÷①×10の結果の 小数点第2位以下切 捨です。
	電気自動車	2 台	
	プラグインハイブリッド自動車	2 台	
	燃料電池自動車	台	
	クリーンディーゼル自動車	台	
	天然ガス自動車	5 台	
	低排出ガス認定車 <sup>※2</sup> かつ低燃費車 <sup>※3</sup>	台	
上の区分に当てはまらない自動車	4 台	エコカー割合 <sup>※4</sup> (2/1)	
合計台数 <sup>①</sup>	15 台	7.3 割	

- ※1：ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車等で、低排出ガス認定車かつ低燃費車にも当てはまる場合（プリウス、プリウスPHV、アウトランダーPHEV等）は、ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車など該当する車種の欄に計上してください。
- ※2：低排出ガス認定車は、「低排出ガス車認定実施要領」の基準のうち、平成17年度基準排出ガス75%低減レベル（☆☆☆☆）を満たす自動車です。
- ※3：低燃費車は、「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準を達成している自動車とします。（平成22年度燃費基準+25%達成車、又は平成27年度燃費基準達成車）  
低排出ガス認定車かつ低燃費車は、※2と※3の2つの条件を同時に満たす自動車とします。
- ※4：エコカー割合は、小数点第2位以下切捨としてください。（例：3.55→3.5）

(別紙様式第二)

従業員の主たる通勤方法の内訳表

主たる通勤方法 <sup>※1</sup>		人 数	公共交通機関、自転車、 徒歩の従業員数合計 <sup>②</sup>
公共 交通 機関	鉄 道	20 人	36 人
	路 線 バ ス	0 人	
	送迎用バス	0 人	
自 転 車		10 人	7.2 割
徒 歩		6 人	
上の区分以外の通勤方法 (自家用車、自動二輪、原付等)		14 人	全従業員に占める公共交通 機関、自転車、徒歩の従業員 の割合 <sup>※2</sup> (②/①)
合 計 <sup>①</sup>		50 人	7.2 割

合計を記入してく  
ださい。②

②÷①×10の結果の  
小数点第2位以下切  
捨です。

合計を記入してく  
ださい。①

※1：自宅から事業所まで、複数の手段により通勤を行っている場合、主たる通勤方法は、公共交通機関＞自転車・徒歩＞これ以外の通勤方法（自家用車、自動二輪、原付等）としてください。また、公共交通機関については、鉄道＞路線バス＞送迎用バス としてください。

(例：自宅－(自転車)－A駅－(鉄道)－B駅－(徒歩)－事業所の場合、主たる通勤方法は、「鉄道」としてください。)

※2：全従業員に占める公共交通機関、自転車、徒歩の従業員の割合は、小数点第2位以下切捨としてください。(例：9.55→9.5)